

第一回國會 水産委員会 議錄 第二十五号

昭和二十二年十一月十九日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 青木清左門君

委員 彦男君 湯野錦木 善幸君

湯野馬越 晃君 湯野三好 竹勇君

湯野夏樹源三郎君 湯野西村 久之君

加藤 靜雄君 吉川 榮光君

藤原繁太郎君 松本 眞一君

矢後 嘉藏君 宇都宮則綱君

小松 勇次君 本間 俊一君

石原 圓吉君 坂本 實君

外崎千代吉君

出席政府委員

農林政務次官 井上 良次君

農林事務官 藤田 巖君

委員外の出席者

議員佐々木秀世君 議員堀江 實藏君

農林技官 太田 國廣君

專門調査員 小安 正三君

十一月六日委員内海安吉君辭任につき、その補闕として關内正一君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十四日

漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第九一號)

十月二十二日

三島村下泊に漁港築設の請願(赤松 明勳君紹介)(第九三三號)

船泊船入潤擴張工事施行の請願(坂東幸太郎君紹介)(第九六一號)

城崎村厨に船泊及び船揚場擴張工事施行の請願(青木清左門君紹介)(第九八九號)

城崎村米ノに船泊及び船揚場の第二

工事施行の請願(青木清左門君紹介)(第九九〇號)

浦生船溜工事に國庫補助費額の請願(青木清左門君紹介)(第九四四號)

保戸島漁業組合に漁船配船の請願(梅林時雄君外一名紹介)(第一〇〇〇號)

十月三十一日

遠別村に船入潤築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一〇二四號)

清水漁港築設の請願(岡野繁藏君外三名紹介)(第一〇三三號)

四ヶ浦船泊工事繼續の請願(青木清左門君紹介)(第一〇七三號)

豐濱に船入潤築設の請願(富永格五郎君外二名紹介)(第一〇七七號)

乙部漁港修築の請願(富永格五郎君外二名紹介)(第一〇七八號)

十一月十四日

原町に船溜工事施行の請願(小澤專七郎君紹介)(第一〇九一號)

入船入潤擴張工事施行の請願(小川原政信君紹介)(第一〇九五號)

四倉漁港修築の請願(關内正一君外三名紹介)(第一一〇八號)

の審査を本委員會に付託された。

十一月十日

田之浦漁港築設並びに浚渫工事施行促進に關する陳情書(岡山縣兒島郡下津井町田之浦漁業會長中西松之助)(第一一四號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第九一號)

一 白尻漁港修築に關する請願(川村善八郎君紹介)(第一〇八號)

二 飯岡町に船溜工事施行の請願(寺島隆太郎君紹介)(第二〇六號)

三 斜里漁港修築並びに斜里川河口改修の請願(永井勝次郎君紹介)(第二五七號)

四 丸山漁港修築の請願(原健三郎君紹介)(第三二二號)

五 大津漁港修築の請願(菊池豐君紹介)(第三六九號)

六 佐尾船溜修築費國庫補助の請願(藤原繁太郎君紹介)(第四七六號)

七 廣田漁港修築工事繼續施行の請願(小澤佐重喜君紹介)(第四九五號)

八 雄武村に漁港築設の請願(飯田龜茂君外一名紹介)(第五三七號)

九 廣田漁港修築工事繼續施行の請願(志賀健次郎君紹介)(第五八九號)

一〇 鹿折村を氣仙沼漁港修築計畫地域に編入の上埋立工事施行の請願(佐々木秀世君紹介)(第五九五號)

一一 崎山村に防波堤築設促進の請願(西村久之君紹介)(第三九二號)

一二 師崎漁港修築の請願(深津玉一郎君紹介)(第六一六號)

一三 浦安町遠東船溜擴張工事施行の請願(堀江實藏君紹介)(第六三四號)

一四 長崎漁港施設修築の請願(本田英作君外一名紹介)(第六五一號)

一五 較焼村の船溜修築費國庫補助に關する請願(本田英作君外一名紹介)(第六五二號)

一六 宇治山田港を漁港として築設の請願(石原圓吉君紹介)(第六八九號)

一七 小濱漁港浚渫に關する請願(青木清左門君紹介)(第六九二號)

一八 江良船入潤擴張工事施行の請願(富永格五郎君外一名紹介)(第七三一號)

一九 伊東漁港修築工事を國費又は縣費を以て施行の請願(小松勇次君紹介)(第七三二號)

二〇 出雲崎漁港修築の請願(神山榮一君紹介)(第七三七號)

二一 燒津漁港築設促進の請願(加藤靜雄君紹介)(第七五二號)

二二 大津村大字澤に船入潤築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七五三號)

二三 涌元に漁港築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七五四號)

二四 松前町に漁港築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七五五號)

二五 大島村原口に船入潤築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七八二號)

二六 小島村館濱に船入潤築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七八三號)

二七 大島村清部に船入潤築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七八五號)

二八 魚津漁港擴張工事施行の請願

(佐伯宗義君外二名紹介)(第七八七號)

二九 増毛漁港の擴張並びに増毛町別荘、雄冬及び阿分に船入潤築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第七八八號)

三〇 富永漁港修築の請願(大森玉木君紹介)(第七八五二號)

三一 舞阪漁港の防波堤修築に關する請願(小松勇次君外四名紹介)(第七八七〇號)

三二 笠泊村に漁港築設の請願(佐々木秀世君外五名紹介)(第九九〇五號)

〇青木委員長 これより會議を開きます。

本日は漁業法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府の説明を求めます。

漁業法の一部を改正する法律案

漁業法の一部を次のように改正する。

「行政官廳」を「行政廳」に、「勅令」を「政令」に改める。

第三十四條第一項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「命令」を「政令」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル

罰ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ

千圓以下ノ罰金若ハ科料トス

第五十八條ノ二 第三十四條第一項ノ規定ニ依ル規則ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品、漁具及第三十四條第一項第七號ノ水産動植物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○井上政府委員 この際漁業法の一部を改正する法律案の提案理由の大體を説明申し上げます。

この法律案は、漁業法に基く命令中、罰則に關する條項の效力を、昭和二十三年一月一日以降も引續き有效ならしめるために、その命令の違反者に対する罰則を、漁業法中に設けようとするものであります。すなわち、漁業法に基く命令の罰則の中には、明治二十三年の命令の條項違反に關する罰則に關する法律に基いて規定された條項があり、この根拠法律は、昭和二十二年十二月三十一日限り無効となり、年々、新に、これに代るべき條項を本法たる漁業法の中に設ける必要があるものであります。これが本法案提出の理由であります。何卒慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

なお法律案の細部の説明については、水産局長より詳細御説明申し上げ

ることにいたします。

○藤田政府委員 法案の細部の説明をいたします前に、簡單でございいますので、一度朗讀いたしたいと思ひます。ざつと前に御参考までに印刷をいたしておりましたのは若干修正がございしました。

漁業法の一部を次のように改正する「行政官廳」を「行政廳」に、「勅令」を「政令」に改める。

第三十四條第一項中「地方長官」を「都道府縣知事」に「命令を發スル」を「規則を制定スル」に、同條第三項中「前二項」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前項の規定ニ依ル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金若ハ科料トス

第五十八條ノ二 第三十四條第一項ノ規定ニ依ル規則ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品、漁具及第三十四條第一項第七號ノ水産動植物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

以上であります。まず漁業法第三十四條關係を説明致します。

第三十四條第一項に關する改正は地方自治法の施行に伴う字句の修正であります。

次に同條第二項の次に加えようとする

二項は、從來漁業法に基いて發せられていた主務大臣の命令中の罰則の條項は、本年未限り無効となり、すので、新たに漁業法中に罰則の根拠規定を設けようとするものであります。即ち、漁業法第三十四條第二項または第三十五條第二項に基いて、汽船「トロール」漁業取締規則、船底引網漁業取締規則、瀬戸内海漁業取締規則その他の農林省令が發せられていますが、その中には、昭和二十三年法律第八十四號、命令の條項違反に關する罰則に關する法律に基いて罰則を附している部分があり、この根拠法律は、昭和二十二年法律第七十二號、日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の效力等に關する法律により、本年十二月三十一日限り無効となり、このまま放任しておけば無効となります。従つて新たに漁業法第三十四條中に、これに代るべき罰則の根拠法規を設ける必要があるものであります。

次に第五十八條ノ二の關係を説明いたします。

從來、漁業法第三十四條第一項の規定に基いて、各都道府縣知事は漁業取締規則を制定しておりましたが、その中に規定されている罰則は、先に述べたと同じ理由で、本年未限り無効となり、この第十五條の規定によりまして、都道府縣の規則に違反した者に對する罰則は、原則として法律の中に直接規定をしなければならぬ、かように相なつておりますので、これは響き方を委任するような響き方に響くわけに行きませんので、第五十八條の二をいたしまして、法律の中にその罰則の規定を直接設けよう、こういうわけでござい

す。以上がこの法律案の大體の御説明であります。

○青木委員長 本案に對し御質疑ございませんか。

○馬越委員 御提出になりました漁業法の一部を改正する法律案につきましては、何ら異議をもちたいのであります。この際政府當局にお尋ねいたしたいことは、われわれ漁業者が一日も早く御提案を熟望いたしておりました漁業協同組合法であり、この漁業協同組合法は、承るところにより、同組合法の一部を改正しなければ、この漁業法の一部を改正することができないといふこととございまして、私どもはその漁業法の一部を改正する法律案が、これまた一日も速やかに提案されることを嚮望いたしておるのであります。じが、この國會の會期もまきに終らんといたします今日、今なおこれが提案を見るに至らないことをはなはだ遺憾に存しておるのであります。つきましては、政府におかれまして、あるいは起案に對しまして、すでに相當な手續をなされつつあることであると考えるのであります。この際どの程度までに進捗いたした、また本會期中に御提案の運びに相なるのであるか、政府當局の御所見を承りたいと思ふのであります。

○藤田政府委員 漁業協同組合法と、漁業權制度の改正に關する法律案の問題につきましては、關係方面の意見がまだ一致しておりませんために非常に延び／＼になつておりまして、恐縮に考へておるのであります。實は漁業協同組合法の方には根本的な大きな問題はまだ残つておらないのであります。

問題は漁業權制度の改正の方にまだ根本的な二、三の點につきまして、はつきりと關係方面の間に了解がついておりませんわけであり、その結果漁業權の保有主體でありますところの現在の漁業會を改組しまして、新しい漁業協同組合法をつくりたいといふ、その法制へも直接影響してまいりますので、その意味合で漁業協同組合法も延び／＼になつておる譯であります。

大體の現在の状況を申し上げますと、漁業協同組合法案につきましては、私どもの法律案が一應でき上つております。それを現在關係方面に提出をいたしまして、御審議をいただいておるわけであり、漁業權制度の問題の方は、まだはつきりと御承認を得ておりませんので、まだ問題は残しておりますが、非常に急いでやらなければならぬことを十分知つておりますので、私どもといたしましては、少くとも今月一杯にわれわれの案を、とにかく法律案の形に書き上げて、そしてそれによつて提出をいたしまして、それに對する決定的な御返事を得て、そうしてこれを速やかに進めたいといふふうに考へておるわけであり、われわれ／＼といたしましては、至急に關係方面の話をとり進めまして、この國會には時期の關係で間に合わないかと考えますけれども、次の國會には、できればその休會明け早々にでも出すといふうなことをいたしたいといふことで、現在準備を急いでおるような次第であります。

○馬越委員 漁業權制度の改正法案の御提出が相當延引いたしておられます。これは、關係方面との折衝の上にいる御困難な點があることは重々お

察したいのであります。しかしながらこの問題がすでに論議せられてから経過いたしました日数も相當な日数になつておるのであります。また關係方面との豫想的な折衝等も度なきつておるやに承つておるのであります。今日この漁業権制度の改正の法案が、いまだに成文化されこれを關係方面の御了解を得べくその筋へ提出してないといふことは、私もはなはだ遺憾にたえないのであります。これができなければ御承知の通り漁業協同組合法案を提出することができないといふ、そこに重大なる關係があるのでありますから、政府におかれては萬難を排して速やかに成案を得られ、關係當局の了解を求められて、國會に提案していただきたいと思つておられます。殊にこの漁業協同組合法案が提案せられてこれが可決せられなければ、現在の都道府縣水産業會のころむります不利といふものは、はかり知れないものがあるものであります。今日都道府縣水産業會においては、このためにあるいは閉鎖機關に指定せられるのではないかといふような一般の浮説等もありまして、そのために金融機關等もこれらの水産業會に對する貸出等を減り、都道府縣水産業會の事業の上に影響するところ非常に大きい状態になつてまいつておるのであります。これはゆるがせにできない問題でありますから、政府は速やかに成文を得られ、國會に提案せられんことを希望いたします次第であります。

出になられる際に、すでに新憲法が制定せられ、わが國は戦争の放棄をすることに相なつたのであります。従いまして私は新憲法の精神に則りまして、漁業法の第二十四條と第四十一條は、當然かくのごとき機會に改正あるいは修正もすべきものなりと信ずるのであります。この點に對する政府の御所見を伺つてみたいと思ひます。

憲法の關係で失敗いたしませんところの罰則の規定だけを改正いたしました。爾餘の問題はこれを次に當然考へなければならぬ漁業法の大改正の際に、併せて全部考慮するといふふうなことにしたい。さうに考へまして、決してその點は研究しないではございせんが、とりあえず必要最小限度の點のみに止めて提案をいたすことにきめた次第であります。

四條の先ほどお示しになりました「國防其ノ他ノ軍事上ニ云々」といふ文句と、第四十一條の「海軍艦艇乗組將校」の字句とは一語に抹消といふか修正すべきを妥當と考へるものでございしますが、これをやることはこの際いけないのであります。政府の御意見をもう一應伺いたいと思ひます。

三項にも「前二項ノ命令ニハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品、漁具及第一項第七號ノ水産動植物ノ没収並犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ價額ノ追徴ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得」といふ規定がございまして、これによつて從來はやつておつたのであります。この二項の關係につきましては、つまり農林大臣の發します命令の部分については、これは從來通りで差支えないのであります。ところが今度、第三十四條の第一項の部分つまり地方長官が、殊に都道府縣知事が出しますものについては、これは直接に法律でその刑罰の規定を書きまさんと地方自治法の關係でございことになつておられます。従つてこの第五十八條の二といたしまして、第三十四條の第一項の規定による規則に違反したる者、つまり地方の取締規則に違反したる者については、これを直接法律で「五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス」と書きましました。そうしてこの場合においては「沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得」といふふうに法律で書きまさんとこの規定は奪かない。かういふような解釋であります。これを書きわけた。つまり、農林大臣が發します部分については差支えないのであります。府縣知事の出します部分につきましては特に法律で書かなければいかぬといふような解釋でこれを入れました。

○石原(團)委員 今月十四日において中央水産業會が閉鎖機關となりまして、その結果各道府縣水産業會はこ

○西村(久)委員 この機會に一二お等ねを申し上げて見たいと思つてござります。本日付議になつております漁業法の一部を改正する法律案を御提

○藤田政府委員 たいまのお話はどうもともな御質問であると思ひます。實は今度の漁業法の一部を改正いたしたと、あるいは第四十一條でございすとか、あるいは第四十一條でございすとか、かういふふうな、たとえば第二十四條で「軍事上必要アルトキ」とか、第四十一條で「海軍艦艇乗組將校」の字句を御指摘になつたことと私は想像いたしますが、かういふふうな字句は、現在のわが國におきましてはすでに不要のものである、これを削除すべきであるといふふうな御意見はごもつともであります。今度改正をいたします際に、その以外にも實はいろいろと當然改正をしなければならぬ部分もたくさんあつたのであります。これを併せて改正すべきかどうかという點を一應議論したのであります。が、御承知のように、漁業法の改正には先ほど申しましたものと根本的な改正、つまり漁業権制度の改正、それからまた漁業協同組合に伴う團體の關係の規定の改正、かういふものが當然あるのであります。さういふふうな意味合から、もしもほかの點について觸れるといひますれば、當然その點にも觸れていかなければならぬのであります。従つて、大きな問題がきまつておりません關係上、實は今度は單に

○西村(久)委員 水産局長のお心持は私も可なりと思つてございしますが、すでに憲法に重大なる日本國民としての決意を示した、戦争放棄の關係のことが制定されております以上は、當然軍事關係あるいはこれに類する關係の法文だけは、優先的に改正をして議會に示すのが本體でなければならぬと私は實は考へておるわけでございします。常にさういふことを考へておりました。が、機會を得ずして今日まで延び／＼になつておつたわけでございしますが、この一部改正の法案を御提出になるこの機會は、私は絶好の機會でないかと思つてございします。他の漁業法の内容については、政府當局の言われる近き時期に全面的改正をされる時期をお選びくださいまして、私は異存はないのであります。すけれども、憲法で明らかになつておることでありまして、當然あります。でも空文にひとしいものではあります。すけれども、法そのものの建前から申しますれば、これをそのまま存置しておくことは、機會ある今日としてはいささかお取扱ひ上に對しましてどうかといふような考へをもつております。がために、今の意見を出したのであります。これは政府としてこの際第二十

○西村(久)委員 たいまの御答辭を得まして私は満足するものであります。もう一點お尋ね申し上げておきたいと思ひます。第五十八條の二の二項といたしまして「前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物」云々といふ項目が設けられておるのであります。これは、漁業法の第四十三條の末項に記載してあります條文と重複するやうな感じをもつのであります。これは私の考へ違ひか、さういふふうな感じがいたしたのであります。今までかういふふうな事例の文句が漁業法の第三十四條の末項にあつたのじやないかと記憶いたしたのであります。この點について御意見を伺いたいと思ひます。

○藤田政府委員 現在の第三十四條の

○西村(久)委員 今月十四日において中央水産業會が閉鎖機關となりまして、その結果各道府縣水産業會はこ

○青木委員長 次に第六 佐尾船溜修築費國庫補助の請願、藤原繁太郎君紹介、文書表第四七六號、紹介議員の説明を求めます。

○藤原委員 簡単に御説明申し上げます。佐尾港と申しますのは長崎縣五島郡の中間地區に位してあります。長崎縣の五島列島が水産地として非常に有数の地帯であるということは、すでに御了承のことと申すのであります。その最も有数の漁港とされている奈良尾港

指定漁港でありまして、かつまた官船縣氣仙沼港と岩手縣大船渡港を結びます重要な連絡港であります。當漁村は三陸の大海嘯で全滅的打撃を受けたのであります。が、舉村一致昭和十三年以來國庫補助を受け、昭和二十一年度第一期及び第二期工事を施行し、これが目的達成に努力してまいつたのであります。が、賃金及び物價の高騰によりまして、わずかに所定工事の半ばを施行したのみであります。同港は年額約一億に達する漁獲をあげつつあるのでありますして、三陸漁場を控えた重要な海

港でございます。また縣立水産學校をやがて高等水産學校に昇格する豫定になつてゐるのであります。三陸漁港といたしまして、最も重要な地位と使命をもつてゐる次第でございます。この際ぜひとも同工事の繼續方を請願する次第でございます。

○青木委員長 本件に關し政府の意見を求めます。

○藤田政府委員 本漁港の繼續施行の必要性は十分認められますから、縣當局から具體的計畫内容の提出を待ちまして、將來財政の許す限り實現するところを考慮したいと考えております。

まして、漸次産業状態に至り、現在では僅かに二統を有するという状態に立ち至つておるのであります。同時に暴風雨時には、これは二百十日前後でありますが、二箇月間は休業のやむなきに立ち至る状態に相なつておるのであります。現在におきましては揚操網は約三統の漁獲高、年間金額にいたしまして五百万圓、こういう状態になつておりまして、これが今増築を計畫しておられます。二百三十萬圓の經費において三十メートルの増築をいたしますならば、なお數割の増産が上げられることと存じておるのであります。従つて水産増産を最も必要とする今日におきまして、本港の築港ということは非常に緊要な状態に立ち至つておるのであります。

なお本工事にあたりましては、今日最も資材のうちでも難物であると言われておるセメントのごときは、これはまつたく防波堤の目づぶしに塗る程度でありまして、ほとんど全部がその地方に産する岩石を利用いたして築港するということになりまして、資材の面におきまして、非常に節約される状態になつておるのでありますから、どうかこの觀點に立ちまして、次年度の豫算の中に本港の増築の件を御採擇あらんことを特にお願いいたす次第であります。

○青木委員長 本件に關し政府の意見を求めます。

○藤田政府委員 佐尾船溜修築のごときは、その必要性が十分認められるものであります。具體的な計畫については慎重に検討の上、財政の許す限りなるべく速やかに實現するよう考慮いたしたいと考えております。

○青木委員長 次に、第一六、宇治山田港を漁港として築設の請願、文書表第六八九號、紹介議員石原眞吉君。紹介議員の説明を求めます。

○石原(圓)委員 宇治山田市の支關口にありまして、この神社港は伊勢灣の咽喉にありまして、伊勢灣の漁船はここに輻輳するのであります。また昔から伊勢神宮に参拜する各國の漁船は、この港を上陸地として参拜いたしておるのであります。三重縣の南部の水産物もこの港で海陸連絡をして、一般参拜者に供給するという昔からの習慣になつておるのであります。近時交通機關が不便になつてまいつたために、一層この港の利用が必要になつてきて、現在では三重縣南部のこの漁港に面する河崎町に、生鮮魚加工水産物の一大荷受設備があります。また製氷、冷凍の施設も最近に完成することになつておるのであります。縣においては十數年前より防波堤を縣費等において修築しまして、その方はもう今後あまり施設は要らぬのであります。今大湊という日本で有数の造船所の一部も面しておるのであります。近來船が大きくなつてまいりまして、それらの出入にも非常な不便を感じるので、防波堤をつくつた關係で、港が淺くなりまして、これは御承知でもありましようが、伊勢内宮の五十餘川の下流に面しておるのであります。近來著しくその土砂のために淺くなつておるのであります。港の幅は廣く、また護岸も少しより要らぬ、防波堤のごときはもう施設は要らぬので、主たる問題は淺港であります。淺港さえやつたならば皆さんの船の出入がで

るのであります。最も有効に利用できることになつております。最近縣においては實施設等を作成いたしまして、本省に提出することになつております。實は全國にききかけて明年春宇治山田に一大博覽會を開設します。今より船の出入りに不便を感じておるといふようなことであります。一部の淺港だけでも速やかに著手するように御配慮願ひたい。こういう希望をもつておる次第であります。よろしくお願いをいたします。

○青木委員長 本件に關し政府の意見を求めます。

○藤田政府委員 宇治山田港の修築は時に必要を認められますが、縣當局から具體的計畫の提示を待つて慎重に検討を加えまして上、財政の許す限りなるべく速やかに實現するように考慮したいと思ひます。

○青木委員長 次に第一七小湊漁港淺港に關する請願、青木清左門君紹介、文書表第六九二號は、各位の御了解を得まして、本席より御紹介申し上げたいと存じます。

小湊漁港は福井縣若狹灣に臨み、昭和三年内務省直轄施行にかゝる南川、北川改修工事の實施せられた機會に、舊南川廢川地帯を利用して漁港とすべく、時局巨款事業をもつて、小湊橋下流兩岸の一部を埋立て、その前面に水面幅八〇メートルを有する護岸堤を築き、港内水面積二七、九四一平方メートル、水深二、五メートルに淺港をなし、發動機漁船の碇泊に便ならしむる計畫のもとに、昭和七年十一月著手し、昭和九年七月完成いたしましたのであります。

爾來同港の利用價值は増大し、小規模ながらも他は類例を見ない良漁港として、新築振興上多大の成果を納めてまいりました。しかしながば同港竣功以來十年餘、未だ港内の淺港をなしたることなきため、毎年出水時には河口に土砂を流出し、沖合よりは波浪のため砂礫を打ち込み、水深著しく淺くなり、かつ四、五年前より六十トンないし百トン級の大型漁船の出入激増いたしました。漁具漁獲物を満載するとき、吃水八尺餘に及び、干潮時の出入不可の状態で、満潮時といへども、超スロー運轉で辛うじて出入しおるの現状でございます。幸い縣においては淺港の必要を認め、昨二十一年度に、最も淺き小部分の淺港を實施しました。が、なお港口右岸には漂砂堆積して、港口の幅員著しく狭小となり、入港に際しては直線コースで入港することはできず、出入に慣れた船舶は航路を迂回して出入いたしておられますが、同港の勝手を知る船舶は、港口で錨坐すること二、三ならぬ状態で、まことに憂慮にたえません。しかるところ本年六月一日附をもつて陸林省より甲級陸上地に指定され、本漁港はますます重要性を加えられてまいりましたので、速やかに請願書に添付してある計畫書の通り、國費をもつて港口、港内とも三、五メートルの水深に淺港するの要切なるものがあります。その點特段の配慮を願ひたく、地元民の夙夜念願してやまざるところでございます。ここに請願いたす次第であります。

いま小湊漁港の水揚高、出荷状況、出入船舶を擧げれば次の通りであります。昭和二十年は二十五萬千八百十四貫、昭和二十一年は五十六萬一千五百

四十四貫、昭和二十二年度は八月末現在で五十五萬四千九百九十四貫、金額にして昭和二十二年八月末現在で千三百九十萬圓に達しております。また本漁港を根據地として出漁せる船舶は、きんちやく船が三十二隻、七百五十トン、底引船が三十一隻、二百三十トン、その他三十隻、七百トンというような現状でありますので、ぜひとも本港の淺港は明二十三年度より特別に著手を希望する次第であります。本件に關し、政府の意見を求めます。

○藤田政府委員 小湊漁港の淺港につきましては、その必要性は十分認められますので、財政の許す限り、速やかに實現するよう考慮したいと考えます。

○青木委員長 次に第一三、浦安町遼東船溜擴張工事施行の請願、堀江實藏君紹介、文書表第六三四號、紹介議員の御説明を願ひます。堀江實藏君。

○堀江實藏君 鳥取縣東伯郡浦安町遼東船溜擴張工事施行の請願の簡單な説明をいたしたいと思ひます。

この浦安町という所は、大體昔靈の盛んなところでありましたが、現在御承知のように靈が衰微し、そうしてその靈靈民が漁業の方に轉業したのが多いのであります。この船溜はできておりますが、まだ非常に不完全でありまして、波の高いときには出入が困難であります。船溜の方角が西に向つて出ております。近くに鳥取縣東伯地方の漁港で赤碕というのがあります。あれは西風には避難できますが、東風に避難のできる港は遼東のほかにいわけでありまして、そういう點から附近の漁業者の芫天の際の避難港とし

て、浦安町という所は、大體昔靈の盛んなところでありましたが、現在御承知のように靈が衰微し、そうしてその靈靈民が漁業の方に轉業したのが多いのであります。この船溜はできておりますが、まだ非常に不完全でありまして、波の高いときには出入が困難であります。船溜の方角が西に向つて出ております。近くに鳥取縣東伯地方の漁港で赤碕というのがあります。あれは西風には避難できますが、東風に避難のできる港は遼東のほかにいわけでありまして、そういう點から附近の漁業者の芫天の際の避難港とし

て、浦安町という所は、大體昔靈の盛んなところでありましたが、現在御承知のように靈が衰微し、そうしてその靈靈民が漁業の方に轉業したのが多いのであります。この船溜はできておりますが、まだ非常に不完全でありまして、波の高いときには出入が困難であります。船溜の方角が西に向つて出ております。近くに鳥取縣東伯地方の漁港で赤碕というのがあります。あれは西風には避難できますが、東風に避難のできる港は遼東のほかにいわけでありまして、そういう點から附近の漁業者の芫天の際の避難港とし

て、浦安町という所は、大體昔靈の盛んなところでありましたが、現在御承知のように靈が衰微し、そうしてその靈靈民が漁業の方に轉業したのが多いのであります。この船溜はできておりますが、まだ非常に不完全でありまして、波の高いときには出入が困難であります。船溜の方角が西に向つて出ております。近くに鳥取縣東伯地方の漁港で赤碕というのがあります。あれは西風には避難できますが、東風に避難のできる港は遼東のほかにいわけでありまして、そういう點から附近の漁業者の芫天の際の避難港とし

て、浦安町という所は、大體昔靈の盛んなところでありましたが、現在御承知のように靈が衰微し、そうしてその靈靈民が漁業の方に轉業したのが多いのであります。この船溜はできておりますが、まだ非常に不完全でありまして、波の高いときには出入が困難であります。船溜の方角が西に向つて出ております。近くに鳥取縣東伯地方の漁港で赤碕というのがあります。あれは西風には避難できますが、東風に避難のできる港は遼東のほかにいわけでありまして、そういう點から附近の漁業者の芫天の際の避難港とし

ても、遼東の地點は非常にいい所でありまして、またその沖合は暗礁やなんかがありまして非常ないい漁場でありまして、ここに船溜をつくつてもらいたいという請願が出たわけでありまして、ここにも書いておきますように、現在できておる船溜から百二十メートル出していただきたい。その百二十メートル出す所は岩礁になつておりまして、非常に工事もしやういし、できな結果は他の漁船の避難港にもなるというやうな意味におきまして、地方民が非常に要望しておる次第であります。この船溜の擴張工事を即時施行していただきたいというのが請願の要旨でありまして、どうぞ本委員会におきましてはしかるべく御審議をお願いいたします。

○藤田政府委員 遼東船溜の擴張は、同地方漁業の發展のため必要と認められますが、具體的計畫については今後十分に検討の上、財政の許す限りなるべく速やかに實現するよう考慮いたしたいと考えます。

○青木委員長 次に第一九、伊東漁港修築工事を國費又は縣費を以て施行の請願、小松勇次君紹介、文書表第七三二號、小松勇次君。

○小松委員 靜岡縣伊東漁港は、伊豆、相模海岸及び伊豆七島を舞臺とする各種漁業船舶の重要な根據地でありまして、さきに伊東漁港修築工事の完成をみまする一方、陸路も省線伊東線の開通するに及びまして、漁獲物の集散はとみに増大いたし、年額五百萬圓を越えておるであります。陸路の諸設備とともに、相まつて、漁港としての使命を果しつゝあることは、ひそかに喜びにたえないところでございます。

古來伊東は港灣の天恵に乏しく、漁業根據地の必要を痛感してまいつたのであります。従つて舊新井漁業組合の獨力をもちまして漁港の修築を企て、再三の失敗にも屈せず、實現に努力してまいつた結果、大正七年國庫及び縣費をもつて伊東漁港の構築に着手いたされたのであります。總工費九十餘萬圓に對しまして、地元負担三十餘萬圓を支出いたしまして、起工以來二十年の歳月にわたつておるのであります。しかして昭和十一年竣工をみるに至つたのであります。その結果近隣の船舶並びに漁業者に利益するところが實に大なるものがあるものであります。しかるに時局の進展と漁業の發達とは、現在の設備をもつてしてはなお狹隘を告げるのみならず、急速に第三期工事を施行し、砂防堤を築造するにあらずば、港灣の堆土を防ぐことができません、その利用効果を半減するおそれがあるものであります。昭和十八年地元伊東漁業會は、自費をもつて港灣の浚渫をなしたのであります。戦時下十分な工事が施行されず今日に至つておるのであります。その後波浪潮流のため土砂の沈積がはなはだしく、大小漁船の出入に支障を來しておるのであります。今同根本的に港灣を浚渫し、船舶の出入に便ならしめんと企圖いたしておるのであります。

なお去る九月十六日來襲いたしました颱風に引續き來襲せる高潮により、第一、第二砂防堤、護岸並びに船だまり、船揚場等の被害が甚大でありまして、これが災害復舊は一日も猶餘を許さない状態にあるのであります。現下の漁村に課せられたる重大なる使命を達するために、何とぞ本請願の趣旨を

了とせられまして、速やかに伊東港改修工事に對し、國庫または縣費をもつてその完成を期せられんことをお願いするものであります。

○藤田政府委員 伊東漁港改修の必要は十分に認められますので、財政の許す限りなるべく速やかに實現するよう考慮いたしたいと考えております。なお災害關係につきましては、速やかにこれが復舊をはかりましたために、別途考慮する豫定でありまして、これにつきましては、本年度の追加豫算に計上いたしますとともに、なお昭和二十三年度におきましても、引續いて實施いたしたいと考えております。

○青木委員長 次に第二一焼津漁港築設促進の請願、加藤靜雄君紹介、文書表第七五二號、加藤靜雄君。

○加藤(靜)委員 私は靜岡縣焼津漁港築設促進の請願の紹介議員を代表いたしまして、紹介御説明申し上げたいと思ひます。

本請願は港のないかつお、まぐろ漁業基地焼津が、港のないことによつて發達し、陸上交通の利便と水産加工の能力と漁場餌場の關係によつて、かつお、まぐろ漁業基地として最先進の發達をとげた所でありまして、漁業の科學化、スピード化に伴う必需性は、焼津漁港構築を絕對的に要請せられ來つたのであります。戦前、農林省並びに靜岡縣當局においても、國家的見地において、その建設の必要性を認め、すでに昭和十四年以降七箇年計畫によつて著工したのであります。戦争のため中絶のやむなきに至つたのであります。終戦後、わが國の水産、殊にかつお、まぐろ漁業の重要性はよりやく重

視せられ、ここに焼津漁港の建設が大なる問題として取上げられ、再び靜岡縣當局、農林省においてその計畫を討議せられんとしておるのであります。が、私どもは次の三つの理由において、國家が從來の形式にとらわれることなく、眞實に觸れて正しき、強き、産業政策としての焼津港構築を計畫していただきたいのであります。すなわち第一、多年の縣案である焼津漁港は日本漁業再建の上に最も必要なる水産施設であること、第二、焼津海岸の地形、地質上、最も急速、短時に基礎的工事の完成をはかるべきこと、第三、漁業並びに漁港に對する國家的見地に於いて、焼津の過去における業績、並びに戦災の犠牲に伴う現状より見て、工事費の全額を國庫負擔によつて、國家がこれを建設することの三點を切に念願しました請願でありまして、ここに説明書並びに各資料は請願第七五二號に詳細を添付してあります。本請願は焼津町民はもちろんのこと、隣接小川村、東益津村兩村民を打つて一丸とした、まことに血の叫びの請願でありまして、請願者代表一同は、こゝに衆議院、參議院への請願は言うまでもなく、農林省を初め、關係當局へ寢食を忘れて陳情に陳情を重ねております次第で、地元町民一同は去る八月十日、十一日にわたつて、衆議院水産常任委員代表各位が政府委員とつづき、現地狀況を視察くださいましたこと、さらに本日本請願が審議の運びになつたこと、また先般參議院の常任委員會において審議採擇されましたことを心から決して感謝感激いたしておりますとともに、この委員會におきまして、委員各位の御理解、御同情ある御審査

の上、全員御一同御採擇くださいまして、これが實現に御努力あらんことを、それこそ神佛かけて、切に祈願、念願しておる次第であります。私は紹介議員とはいへ、この船の家ともいうべき港のない焼津の港の近くに生れて、焼津に育つてまいりました者で、焼津町を初め、小川村、東益津の兩隣村が議會開設以來初めて議員を國會へ選び出してよこしましたのも、そして私が議員としてここにこうして立つたのも、ただひたむきに本請願の焼津漁港の急遽築設實現の一途にほかならないのであります。以下本請願の概要を御説明申し上げます。

四面環海の水産國において水産業が發達し、各種漁業活動が國家經濟に貢獻したことは、言をまたないところでありまして、特に明治末期以來發達した漁船による太平洋かつお、まぐろ漁業の發展が國家に寄與したところは、まことに大なるものであります。焼津がかつて資本力をもたず、沿岸漁業に専まらず、漁港はおろか、稀にみる荒濱村たる等の惡條件下に置かれておつたにもかかわらず、先聲の苦心努力は幾多の人的物的犠牲に屈せず、ついに結ばれて、日本のかつお、まぐろ漁業の先進地、大漁業基地を築き上げたのであります。焼津の漁民が沖合へ沖合へと進取勇進に躍動したる根源には、之らの惡條件すなわち恵まれな環境が漁民の發奮の動機となつたことも考えられるのであります。また一面かつお、まぐろ遠洋漁業基地として、焼津の具備する幾多の適合條件も忘れてはならないところであります。すなわち焼津は東海の地駿河灣に面し、東海道の沿線にありまして、東

は東京、横濱、西は名古屋及び京阪神等の大都市の中間に位置して、漁業先覺者とともに水産加工の發達に努力した先輩の功績は、かつお節、なまり節、鹽さば等の加工能力と、冷凍、カン詰等近代化学加工の設備に及びまして、これらの力によつて、陸上の基地としての好條件を備え、さらに太平洋の各海域漁場にわたり、地位的に最も利便なるのみならず、それに必要とする餌場の關係においても、まことに好適なる地位を占めておるものであります。しかるところ、新築の實情は年々ともに科學的に發達し、スピード化し、基地に港をもたぬ焼津の漁船が、わずかの暴風雨にも清水港に避難し、漁獲物の水揚げにも、岸壁をもたぬ哀れさに、はしけに頼つて長時間の陸揚げ操作をなし、出漁所要物資の積込みにも同様不便をきわめて、時間、勞力を空費する結果、莫大なる經濟的損失をもたらした、無より有を生じたる弊ある傳統と、幾多の基地としての好條件と實力を有しながら、ただ一ヶ港なき水産焼津の現實は、ひいて將來に及んで絶滅的不安を感じ來つたものであります。昭和十四年農林省、静岡縣及び焼津町の輿論は、ついに焼津漁港の建設の絕對必要性を認め、調査の結果、七年計画によつてこれを完成せんとし、著手したのであります。が、あたかも今次戦争に際會し、中止するのやむなきに至つたのであります。今や平和は再び訪れ、しかも水産業の再建、特にかつお、まぐろ漁業の重要性はまことに大なるものであります。ここに焼津漁港構築の問題が特に重大性を帯びてきたのであります。

今般静岡縣當局において、改めて焼津漁港建設の議を農林省當局の計畫に於いて、五箇年完了の豫定のもとに企画せられましたが、焼津海岸の地質的條件は、これを長年月の計畫によつて行うことは、自然力の妨害によつて、つて所期の進行不可能と見られ、従つて經濟的に大なるむだを費すことと思维されるのであります。請願書添付の資料によつて、同一額工費をもつて起工するならば、努めて短日時に、すなわち五箇年のものは二十年に、あるいはさらに短縮して一箇年に、この完成を期することがもつとも實を得たる策なりと考ふるものであります。

次に焼津漁港建設者についての問題であります。従来の國庫が半額を負担し、縣並びに地元において残りの半額を負担する方式は、當時の常識としてあるいは妥當のものであつたと言ひ得られるものであります。ところが、今日あるいは今後の統制經濟の建前より見るならば、産業はすべて、國家あるいは政府の支配におかれ、殊に漁業においては漁港の利用の事實を見るときに、國家的度合が非常に強いのであります。焼津漁港の建設においても、水産業統制を行う限り、國家がこれの建設者となるのが當然であり、従つてその工費は全額國庫負擔によるべきであると思ふるものであります。加うるに焼津のかつお、まぐろ漁業發達史上における功績は、決して輕々に見るべきものでなく、しかも今次戦争によつて毀用せられ、遂に歸らざる漁船の數は實に五十餘隻に上り、その物的損害は、時價に見積るならば、三億圓以上とも推算せられ、これらはまつたくかの、補償打切りによつて一顧も與へられないのであります。すなわち焼津

のかつお、まぐろ漁業に貢献したるその功績に報ゆるに、戦争による毀用、毀滅の犠牲しかなかつたのであります。今や焼津の漁業再建には、漁船の建造を初めとしたしまして、高麗せる諸資材物資に悩みながら、莫大なる負債をもつて起上りつつある現状で、事實上現在漁港建設工費を負担する能力はあり得ないのであります。しかも焼津漁港の必要性は、この漁業經濟上の觀點より至極急を求めておるものであつて、焼津の經濟負擔力の回復ある日を待つ餘裕はありません。ここにおいて焼津漁港の建設を最も急務とらしめるものは、全額國庫負擔をもつて國家がこれを負擔し、これを焼津の地に貸與もしくは管理せしめることが、すべての面より見て最も妥當適切な方策と思ふるものであります。なお年間生産高からいたしまして、北海道、長崎に次ぎ、水産静岡縣は第二位を占め、焼津はその壓倒的最優位を占めておるものであります。昭和六年ないし昭和十五年に至る十箇年間の平均年間水産物の取扱實績を見ますならば、鮮魚が大體において三千六百五十トン、なまり節が五千三百トン、かつお節が千九百トン、なまりが千六百トン、鹽辛が百七十七トン、鹽さばが千七百七十七トン、合計いたしまして約一萬六千トンの實績をあげておるのであります。

なおこの發達先を大體申し上げますと、京都方面になまり節が三百六十トン、鹽さばが二百五十トン、大阪方面になまり節が千六百トン、鹽さばが七百トン、東京方面になまり節約千六百トン、鹽さばは少く約五百トンであります。名古屋方面になまり節六百トン、鹽さばが百五十トン、神戸方面になまり節五百トン、鹽さばが百十トン、その他になまり節が百七十七トン、鹽さばが約六百トン、こういう實績にありまして、

なお輸出冷凍まぐろの年別の取扱高を申し上げますと、昭和九年ないし昭和十五年、これは冬期のものは含まないで、おおよそ五月、六月、七月中のものを申し上げますと、最高九百十トンを輸出しておる状況であります。なおカン詰の輸出生産高を見ますと、昭和十二年ないし昭和十六年の間に、原料生魚の重量で申し上げますならば、大體において年間平均三千五百トン近くのもの取扱つております。現在の日産能力を申し上げますと、約三十五トンの能力をもつておるのであります。なお陸上施設でありますが、冷蔵製氷能力におきましては、現在焼津冷凍を初めとしたしまして、七つの冷蔵製氷設備を有しまして日産製氷能力におきましては八十トン、冷凍能力におきましては約四千トンの能力を有しております。

なお造船造船能力におきましては、焼津造船所を初め昭和造船所、赤坂鐵工所あるいは三和鐵工所、焼津内機機東亞製作所等におきまして、木船月産百五十トン、ディーゼル機玉を合わせまして月産約五百トンの能力を有しておるのであります。昭和二十二年六月一日現在における漁船を申し上げますと、木船が六十五隻これが二一四・七〇トン、鋼鐵船十二隻一七八・七〇トン、ディーゼル機三十三隻三二六・六五トン、焼津機關四十四隻六六九・〇七トン、こういう状況にありまして、一五〇トン以上八隻一〇〇トンから一五〇トンまで八隻、二五〇トンから一〇〇トンが十四隻、不登船が四十七隻、大體において總計七十七隻からの漁船が、かつおまぐろの漁業に従事しておる状態であります。

なお陸上施設は、水産學校を初めといたしまして、これも間もなく高等專門學校に昇格いたすはずになつております。甲種無線電信の設備を初め、各水産會社、冷蔵製氷、カン詰、その他加工生産施設はおよそ全國第一を占むる施設があるとあえて私は申し上げます。このようにいたしまして、焼津の港が完備した曉におきましては、他府縣の漁船も歸集してまいり、太平洋のかつお、まぐろは戰前に比して數倍の陸揚を可能とし、日本人のための強力な蛋白質資源となり、併せて米國初め諸外國に對しても、同様に榮養源を提供することができると確信する次第であります。現在小川の船溜を南港といたしまして、焼津を北港とし、この兩方を一舉に實現いたしまして、その間を流れる黒石川の自然を利用して運河をここに設け、焼津漁港の一日も速やかに實現されんことを切に念願してこの請願に及んだ次第であります。どうか皆様におかれましては本委員會において御審議の上、御採擇あらんことを切に願ひする次第であります。

○青木委員長 本件に關し政府の意見を求めます。

○農田政府委員 焼津漁港は既定計畫に基いて目下工事施行中であり、かつお、本工事の繼續完成はたゞいまも詳しく御説明のごさいましたように、わが國水産業再建の一翼として重大なる使命を果すものと認められますので、

經費が相當大なものでございますが、財政の許す限り工期の短縮をはかるように考慮してまいりたいと考えております。來年度におきましても引續き工事を実施してまいりたいと考えております。

○青木委員長 次に第一〇、鹿折村を氣仙沼漁港修築計畫地域に編入の上埋立工事施行の請願、文書表第五九五號、紹介議員の御説明を願います。

○佐々木秀世君 宮城縣本吉郡鹿折村は御承知のごとく宮城縣第一の漁港であります。氣仙沼の隣村でございます。鹿折村は昭和十二年氣仙沼町界より北方蔵底石橋までの地域に棧橋を架設いたしました。荷揚げの計畫をなし、翌十三年濱地城村（埋立既成地現在村有地）沖の公有水面埋立工事及び大浦灣の造船場の建設工事を計畫し、其後荷揚げ、埋立工事については著工する運びに至つたのでありますが、戦争のために遂にその實現を見るに至らなかつたのであります。現在の鹿折村戸數一千百戸、人口六千五百人を算し、鹿折、上鹿折の兩村を控えて、年々とも發展の一路をたどつてゐるのであります。海陸兩用の施設として右工事の實現を村民は非常に熱望してゐるのでございまして、さいわいに氣仙沼の漁港が工事にかかりますにあたりましては、この鹿折村の埋立工事あるいは漁港修築工事をこの氣仙沼の工事と同時に計畫をしていただきたいというお願いでございます。鹿折村の生産物といしましては石炭百萬トン、それから木材は杉、松、雑木を合わせまして四千町歩、年産百二十萬石を出しているものであります。その他水産加工

品といしましては五千萬圓、うち魚類カン詰が一萬圓、鮮魚二千五百萬圓等の生産物がございまして、氣仙沼の漁港とこの鹿折村の漁港とは、同一體のものであるということは御承知のことと存じます。過般私も現地に視察してまいりましたのでありますが、この日本の食糧事情の逼迫せる現状から考えましても、三陸第一の水揚げを有しております氣仙沼、鹿折の漁港の修築並びに埋立につきましては、政府におかれましても早急に著手をしていただきたい。これが同村民並びに同地方各村の熱望でございますので、はなはだ簡單な説明でございますが、何とぞ本委員會におかれましては、この請願を御採擇くださるようお願いする次第であります。

○藤田政府委員 本件につきましては縣當局より具體的計畫の提出をもち、慎重に検討いたしました上、將來財政の許す限り速やかに實現するよう考慮いたしたいと思ひます。

○青木委員長 次に第一一、崎山村に防波堤築設促進の請願、西村久之君紹介、文書表第三九二號。

○西村（久）委員 崎山村に漁港修築の請願について、御紹介申し上げたいと存じます。崎山村の白濱港と申しますのは、長崎の五島列島の最南端に位いたしたす箇所でありまして、南の口が北西の方向に向いておられます關係上、冬季最も季節風として強い北西風のために、港の利用ということが今日まで恵まれておらないのであります。本請願の趣旨は西北の風を防ぐべき防波堤の計畫でありまして、崎山村の特異性と申し

ますか、最も漁港としてその施設の急を要するゆえんのもの、大衆魚でありますところのいわしの漁場に最も近いところの位置を占めております關係から、本漁港の計畫が實現いたしますれば、いわしの漁船等が、輕便いたしましたして、相當いわしの漁獲増進に寄與するところが甚大であるかと存じますのであります。特に防波堤に最も必要でありますところの石材は近所にたくさんあるのでございます。遠方から運ぶ必要もございませぬ、防波堤修築に關する資材等にも恵まれた關係の箇所でございますので、本請願を政府の五箇年計畫の中にぜひ繰込んでいただきまして、財政の許す限り速やかにその實現を期していただきたいというのが請願の趣意にほかならないのであります。

○青木委員長 本件に關し政府の意見を求めます。

○藤田政府委員 崎山港防波堤築造の必要性は認められますので、具體的計畫につきましては十分検討の上、將來財政の許す限りなるべく速やかに實現するよう考慮いたしたいと考えます。

○青木委員長 第七、廣田漁港修築工事繼續施行の請願、小澤佐重君紹介、文書表第四九五號は第九と同性質のものとして存じますので、紹介議員の説明を省略いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○青木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○青木委員長 以上第六、第七、第九、第十、第十一、第十三、第十六、第十七、第十九、第二十一の各請願はいさ

れも次の適當な機會に審議を繼續したいと存じます。殘餘の請願はこれを延期いたしますことに御異議ありませんか。

○青木委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

午後零時三十五分散會

昭和二十三年一月八日印刷

昭和二十三年一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局